

ジャパン柔道整復師会通信

[季刊誌]

2022年 夏号 | Vol.27

特集

ポイントを解説

明細書発行義務化について

\\pickup! //

会員向け新サービス

経営診断 &
サポートサービス

コラム

知らなげや損する

交通事故対応Q & A

会員様からいただいた

ご意見・ご要望

編集後記



明細書発行義務化についての解説

10月1日からスタートする明細書の発行義務化について、ポイントを解説します。
自院が義務化の対象かどうか、しっかりとチェックしましょう！

発行義務化となる条件

条件その1 明細書発行機能のあるレセコンを使用している施術所 ※NOAHは対象レセコンです。

条件その2 常勤職員が3人以上である施術所

常勤職員の定義は、厚労省からの疑義解釈で次のように示されています。

「常勤職員」とは、原則として各施術所で作成する就業規則において定められた勤務時間*の全てを勤務する者を指すものである。なお、柔道整復師に限らず、事務職員等も含むものである。

* 就業規則を作成していない場合は、各施術所の一般的な労働者の労働契約における勤務時間

厚労省は定義を明確に設けていないということになるので、各々で判断せざるを得ないということになります。

一つの指標として、法定労働時間上限（1日8時間、1週40時間）で勤務している従業員を常勤とし、同等の基準で勤務されている従業員を1とカウント、それ以外を非常勤としてカウントするという考え方ができます。これらの条件に見合う職員が3人以上いるかどうかで判断してください。“常勤は常に施術所にいる方”ではありません。お昼休憩時間は1とカウントしない、ということではないので注意が必要です。

明細書発行体制加算の算定条件

条件その1 患者から一部負担金を受けるときは明細書を無償で交付する施術所であること

条件その2 明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示すること

条件その3 明細書を無償で交付する旨を予め地方厚生(支)局長に届け出ること

義務の要件を満たしていない施術所でも、これらの条件を満たせば体制加算は算定することが可能です。院内掲示物は、当会で準備し、ジャパンいちばなどでご提供する予定です。また、厚生局への届出に関しては、10月1日の施行開始月については当会で取りまとめの上、地方厚生局へ提出する予定です。

明細書発行体制加算の算定ルール

ルールその1 月に1回のみ算定可能

発行に対する加算であり、交付ではありません。先に発行しておき、後日お渡しする場合でも、発行日で算定するのが適正です。月1回発行の際は、月末最終来院日に発行しておくのが望ましいです。

ルールその2 算定額は1回13円

まとめ

以上から、施術所で考えられるパターンは、

- ① 常勤3名以上。厚生局に届出して明細書を無償発行する。体制加算は算定する。
- ② 常勤2名以下。厚生局に届出して明細書を無償発行する。体制加算は算定する。
- ③ 常勤2名以下。届出しないし明細書も無償発行しない。体制加算は算定しない。

の3パターンのいずれかになると思われます。

もちろん、常勤3名以上の施術所には「無償発行しない」の選択肢はありません。明細書発行義務化については、常勤の定義などあいまいなものが多く、各々の判断にゆだねられている部分が多くなっています。定義を明確化できない事情があるものと推測されますが、厚労省としては、できるだけ前向きな捉え方をしてほしいという意図が見て取れます。どうか常勤3名の定義を外れ、義務化を避ける方向で考えるのではなく、発行体制をとれるのであれば、法に則って義務を果たしていくという考え方で、今回の明細書発行義務化を捉えてください。

新サービスのご案内

無料

経営診断 & サポートサービス

この度、健生ではジャパン会員様の安定的な整骨院経営をお手伝いするコンテンツとして、会員様限定の「無料経営診断&サポートサービス」を開始致します。

当サービスは、健生が創業から28年で培った経営指標とノウハウを基に、会員整骨院様が抱える課題やお悩みに対して改善のご提案をさせて頂くサービスです。「自院の何を改善すれば良いかわからない」「売上が伸びない原因がわからない」「色々相談したい」等のお悩みやご不安をお持ちの会員様は是非ご利用ください。



お申込みは3分で完了

お申込みフォームに必要事項を入力して送信するだけ。

後日、まずは担当からお電話で今後のご案内をお伝えさせていただきます。

費用
無料

概要

診断シートで
現状を採点

改善箇所の
抽出と
目標設定

1~5回程度
(期間1~3ヵ月程度)の
web面談

効果測定と
継続課題の
提案

診断&サポート 担当プロフィール

(株)健生 佐々木俊尚

- 柔道整復師
- 東日本医療専門学校講師
- (株)健生 店舗運営部部長
- ジャパン柔道整復師会シニアアドバイザー

当サービスは、良質なサポートをご提供させて頂くために、同時期にサポートさせて頂く件数を5院迄とさせていただきます。お申込みからサポート開始までお時間を要する場合があります。

少しでも興味を持たれたら、
迷わず是非お申込みください。

お申込みフォームはこちら

Click



こんなとき、どうする!?

知らなきや損する

交通事故対応Q&A

渋谷アーク法律事務所
弁護士 川上 蔵之



質問

相手保険会社から症状固定を理由に打ち切りの連絡がありました。患者さんの施術は諦めた方がいいですか？

回答

症状改善の見込みを伝えて患者さんからも一括対応の延長を打診してもらいましょう。

理由

症状固定とは、①症状が現存しており、かつ、②今後治療を継続しても症状改善の見込みがないことをいいます。

よく患者さんの中には、保険会社に対して、「まだ痛みが残っているから通院を継続したい。」と反論する方が多いですが、この反論は上記①のみしか主張していないこととなります。

したがって、患者さんに延長交渉をしてもらう際には、具体的な症状改善の見込時期を伝えるとともに、上記②を意識して、一括対応の延長を打診してもらいましょう。あわせて、患者さんが通院している整形外科の先生からも症状改善の見込みを保険会社に伝えてもらうとより効果的でしょう。

会員様からいただいたご意見・ご要望



日々のお問い合わせの中から、今回はいただいた「ご意見・ご要望」の一部と、当会の取り組みについてご紹介いたします。会として、レセコンメーカーとして、満足いただけるサポートを今後も追求して参ります！また、現在いただいているレセコン機能へのリクエストと対応予定をWEBページとして公開いたしました。是非ご覧下さい。

請求データとレセプトで施術月が相違しており会返戻の案内があった。レセプトを会返戻で返却せず、レセプトに合わせて施術月を訂正して保険者に提出して欲しい。

システム上、施術月がデータとレセプトで相違している場合には修正する事が出来ません。再請求方法をご案内させて頂き、レセプトをお戻し致しました。レセコンの操作方法で不明な点が御座いましたら、お電話や遠隔操作で登録方法をご案内しております。会までご相談ください。

他社のレセコンからデータ移行した際にデータの不一致が発生した。

事前のご案内以上の不一致が移行後に判明するケースがございました。至急、単独エラーか何らかの条件によるものかを調査し、不一致の可能性のあるデータ一覧と再登録方法をご案内させていただきました。今後も詳細に検証を重ね事前のご説明と再登録方法のご案内を徹底して参ります。

施術などで忙しく、会からの電話連絡に対応するのが難しい。

お電話が難しい場合、ご連絡がある旨をEメールやレセコン上でお知らせいたします。大切な内容もございますので、ご都合のつくお時間に折り返しのお電話をお願いしております。

ジャパン宛てにFAXを送信しても、何度もエラーが出て送る事が出来ない。

ご迷惑をおかけし申し訳ありません。通信会社に原因調査を依頼し、通信エラーの発生を解消しております。

過去に提出した各種届出書類の登録状況を確認したい。

会にて整骨院様毎に届出書類の管理を行っており、副本の写をお渡しする事も可能です。また、変更手続きが必要な場合には、必要書類の準備や記載頂いた書類の内容チェックを行います。

保険者から整骨院へ直接連絡が入ったが、どの様な話をされているか分からない。

整骨院様の代わりに、会で保険者や関係機関と連絡をお取りいたします。その後整骨院様へご報告、手続き方法をご案内致します。

労災書類・交通事故請求書の書き方が分からず問合せをすることが多々あるが、何度でも丁寧に教えてくれる。

届出や手続き書類の準備をサポートしてもらえるので助かっている。他の会に所属していた際には、自身で全て準備していた為大変だった。

レセコン機能のリクエスト・対応予定一覧はこちら！

ご入会ありがとうございます。

新たにジャパン柔道整復師会にご入会された皆様

中国/四国/九州
3件

中部/関西
3件

北海道/東北
4件

関東
10件



次回は10月発行予定です。お楽しみに！

どうぞお見逃しなく！

夏空がまぶしい季節となりました。今年は梅雨も短く、特に暑い夏に感じられますね。ご体調など、崩されていないでしょうか？

各種イベントも少しずつ通常開催に戻っており、仙台では七夕祭りが三年ぶりに本格開催の見通しです。人手と活気が戻り、全国的に賑やかな夏になると思います。

今回は、明細書発行義務化について特集いたしました。七月開催のWEBセミナーにも多くのご参加をいただき、注目度の高い話題かと思えます。当会でも細かい認識の共有や、レセコン機能の開発、会員様との連携フローの整備など、日々情報を交換しながら準備を進めている真っ最中ですが、夏バテしている場合はありませんね！

さて、この度光栄な事にジャパ通編集員に任命された私小野寺ですが、過去刊行分を読んだところ「もっと早く読めばよかった!」と思う情報ばかり。実際に会員様からよくお問合せをいただき、且つ、なかなか判断しにくいものの解説が載っていました。誰かに相談したい施術・請求のケースって沢山ありますもんね。連載の交通事故Q&Aや返戻考察の記事など、まだご覧になってない方は是非バックナンバーもチェックしてみてくださいね。

今後、現場の先生方のお役に立てる情報や、当会をより知っていただける内容を検討し発信して参ります。お知り合いの先生にドヤ顔で披露いただけるだけの情報もあるかもしれません。



編集後記 編集担当 小野寺